

県南広域振興局長告示第130号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年10月10日

県南広域振興局長 細川倫史

1 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350900122	いっすね宮下事業所	一関市宮下町6番20号	特定非営利活動法人子 育て支援いっすね	平成29年10月1日

2 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350900122	いっすね宮下事業所	一関市宮下町6番20号	特定非営利活動法人子 育て支援いっすね	平成29年10月1日